

「子供の貧困対策と多様な学習ニーズに基づく学び直しについて」



1 はじめに

今日の日本の教育において、「子供の貧困」と「教育の機会確保」に関する課題が存在しています。

平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に示された「持続可能な開発目標（SDGs）」の中では、「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」という目標が掲げられており、世界の国々や日本国内でその目標達成に向けた取り組みが行われています。

和歌山県においても、国の法律等に基づく計画等を策定するなど、その課題解決に向けた取り組みを積極的に行っていく必要があります。



SDGs ロゴ

子供の貧困について

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが重要です。

子供の貧困対策に関する法律等

- 国** 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 26 年 1 月 施行）
- 国** 子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月 閣議決定）
- 県** 和歌山県子供の貧困対策推進計画（平成 29 年 3 月 策定）

教育の機会確保について

年齢又は国籍その他の置かれている事情に関わりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにすることが必要です。

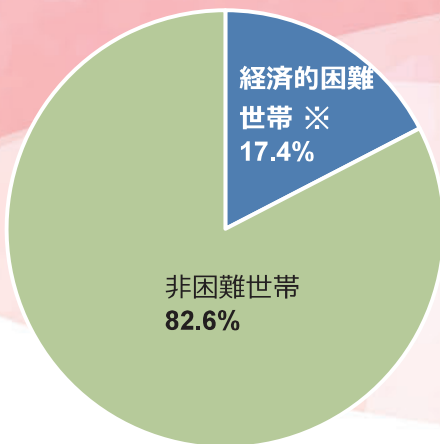
教育の機会確保に関する法律等

- 国** 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律（平成 29 年 2 月 施行）
- 国** 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する基本方針（平成 29 年 3 月 策定）

今期の社会教育委員会議においては、和歌山県教育委員会から「子供の貧困対策と多様な学習ニーズに基づく学び直しについて」諮問が行われたことを受け、平成 30 年9月より 12 名の委員で議論を重ね、このたび協議した内容をリーフレットにまとめました。この報告の趣旨が十分に生かされ、社会教育行政関係者のみならず、広く県民一人一人の学びに繋がることを期待し、ここに審議の結果を報告します。

2 子供の貧困の現状 ～「和歌山県子供の生活実態調査結果報告書(平成31年3月)」より～

経済的困難世帯の割合



※経済的困難世帯

生活必需品の購入困難、料金等の支払い困難、生活必需品の非所有のいずれかに該当する世帯

- 経済的に厳しい世帯ほど、支援制度や相談窓口の認知度が低い。そのため、本来支援の対象とされるべき世帯が支援の対象から漏れている可能性が危惧される。
- 経済的に厳しい世帯ほど子供の自尊感情が低い傾向であるが、家族以外の大人と関わりを持つことで、子供の自尊感情が高まる傾向があることがわかった。
- 実態調査により、「子供の貧困」が単なる経済的困窮にとどまらず、子供が当たり前に持っているはずの「物」「人とのつながり」「教育・経験の機会」等が奪われているという一般的な説が裏付けられ、子供の学力や自尊感情、健康など様々なものにマイナスの影響を与えている状況が明らかになった。
(報告書より抜粋)

3 子供の貧困対策 課題とあるべき姿 ～私たちはこう考えます～

まずは知ってもらうこと

「貧困」というのは、見ようとしないと見えないものです。「貧困家庭」の現状をより多くの人に知ってもらい、身近な地域の子供たちの生活実態に関心をもってもらうことが対策の第一歩であると考えます。

「貧困家庭」への支援制度や相談窓口等はたくさんありますが、保護者はいうまでもなく自立をめざす子供自身がそうした支援制度を知らないなど、本当に支援を必要とする人に必要な情報が届かないという現状があるのではないのでしょうか。

そうした課題に対し、様々な場面において、支援制度や相談窓口等の周知をはじめ、当事者への的確なアドバイスやサポートが必要であると考えます。

子供たちには第3の居場所が必要です

共働きで、子供が家に帰っても保護者が家に居ない家庭があります。また、保護者が家に居ても家庭そのものが子供にとって真にやすらぎのある居場所となっていない場合もあります。このような家庭の子供たちには、学校と家庭以外の「第3の居場所」が必要です。また、子供たちに、地域の様々な立場の人が関わることで、子供の自己肯定感や自尊感情を育むことに繋がります。

そのための取り組みとして、地域で子供が大人と関わり合える場を設けることが大切であり、県内でも効果的な取り組み※が始まっています。

※取り組み紹介

湯浅町の子供の居場所づくり

小学生を対象に、放課後一人で過ごす子供たちのため、学習習慣の定着や学習意欲の向上をめざした「Y.Y ルーム」を開設しています。また、中学生を対象に、インターネットとタブレットを活用し、いつでもどこでも自分のペースで学習できる「e スタディ教室」を開設しています。



貧困の連鎖を断ち切りましょう

貧困は、世代間の連鎖を断ち切ることが大切です。そのためには子供だけでなく、保護者に対する支援も必要です。すべての人が社会の一員として豊かな生活を送れるように地域全体で考える必要があります。

地域の中に核となる人がいて、子供たちや地域のために話し合いができる環境が必要です。また、その取り組みが継続的なものとなるよう、担い手の育成が求められます。

4 学び直しの現状

識字問題とは

差別や貧困等の経済的な理由により、長期欠席・不就学を余儀なくされ、学習の機会や就学等が保障されず、読み書きが不自由なため、資格や運転免許がとれない、希望する職業に就けない、文化的な生活を送れないなど、基本的人権に関わる重要な問題です。

新たな学習ニーズ

○和歌山県の不登校児童生徒数

(国公立小中高等学校)

平成 28 年度	1,433 人
平成 29 年度	1,431 人
平成 30 年度	1,498 人

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省調査）」より

○和歌山県の在留外国人数

平成 29 年	6,407 人
平成 30 年	6,676 人
令和元年	7,169 人

「在留外国人統計（法務省調査）」より

取り組み紹介

「きのくに学びの教室」

県教育委員会では、年齢又は国籍等に関係なく、基礎的な学習や生活に必要な日本語を無料で学べる講座を令和元年9月から県内4か所で開講しています。

講座内容

- ・生活に必要なひらがな・かたかな・簡単な漢字の読み書きなど
- ・生活に必要なやさしい日本語など
- ・中学校程度までの国語・数学・英語

対象者

和歌山県に住んでいる 15 歳以上の社会人で、

- ・学び直しがしたい人
- ・日本語が不自由で生活に困っている人（小学生以上の児童・生徒も含む）

※在留資格が定住者・日本人や永住者の配偶者等・家族滞在の人

開講場所

- ・伊都中央高等学校（橋本市）
- ・きのくに青雲高等学校（和歌山市）
- ・南紀高等学校（田辺市）
- ・新宮高等学校（新宮市）

5 学び直し 課題とあるべき姿 ～私たちはこう考えます～

多様な学習ニーズに対応した学びの場が必要です

これまで識字問題は、差別や貧困が主な原因であると言われてきましたが、今日においては外国籍の人をはじめ、不登校生や中途退学者に対する中学校卒業以降の学びの場の確保、学力保障をどうしていくのかという課題もあります。

そうした中、豊かな人生を送ることができるよう、教育を受ける機会を確保することで、その教育を通して自立的に生きる基盤を培うことができる「学び直しの場」の整備・充実が求められています。

新たな「学びの場」の発展と広がりを目指します

県内で「きのくに学びの教室」のような取り組みが始まっていることやどんなことが学べるのかということ等をたくさんの人に知ってもらう必要があります。

今後もこのような取り組みを継続するとともに、さらに多様な学習ニーズに応えることができる取り組みへと発展することを期待します。

地域や他の施設と連携し、学びたい人と学ぶ機会が繋がることを望みます

不登校を経験した人が学び直しの場に出かけていくことは難しいかもしれませんが、しかし、地域の中で気軽に参加することができるコミュニティがあれば、そこが学び直しの入り口となることがあります。公民館事業等との接続や既存の事業に学び直しの要素を取り入れていく等、そうした人たちへの支援に繋げていくことができると考えます。

6 議論のまとめ ～社会教育委員会議から教育行政への提言～

「子供の貧困対策と多様な学習ニーズに基づく学び直しについて」の現状と課題、そしてあるべき姿を考えたとき、様々な課題に対し適切な「子供の居場所」や「学び直しの場」が必要とされていることがわかりました。

すでに県内各地域において、様々な課題解決に向けて取り組んでいる優れた事例が多々あります。今後、そうした取り組みがより多くの地域に広がり、発展していくよう、また、継続的なものとなるよう担い手の育成への支援をはじめ、より多くの人に知ってもらうための積極的な情報発信に努めていただくことを期待します。

子供の貧困対策について

貧困問題については、社会全体で関わっていく

貧困の連鎖を断ち切るためには、まずは社会全体でこの実態を認識することが大切です。また支援の制度についても広く認識され、より有効な取り組みとなるよう、積極的な情報発信が必要です。

地域で子供を見守り、子供の居場所の充実を図っていく

貧困は教育格差を生み出し、生活習慣や自己肯定感等にも影響を及ぼします。経済的理由により教育の機会が奪われることなく、また子供が自分の将来に夢や希望をもてるよう、学校と家庭以外の「第3の居場所」が必要です。様々な立場の人が関わり、子供を地域の一員として見守ることが大切です。また、子供だけでなく、保護者に対する支援も必要です。取り組みが継続して行われていくためには、担い手の育成が求められます。

学び直しについて

現在の取組を継続・発展させ、県内に広めていく

まずは事業を継続し、さらに多様な学習ニーズに応えることができる取り組みへと発展させることが大切です。同時に多くの人にどんなことを学べるのかを知ってもらい、さらに多くの地域で学び直しの機会が確保されることを期待します。

地域や他の施設と連携し、学びたい人と学ぶ機会を繋げていく

気軽に集まることができる地域の施設と連携することで、学びたい人と学ぶ機会が繋がりやすくなります。また公民館等における既存の事業に学び直しの要素を取り入れていくことも有効であると考えます。

すべての人が社会の一員として豊かな生活を送れるよう、**地域が共に支え合う教育環境の構築**を期待し、本協議のまとめとします。

令和2年8月 和歌山県社会教育委員会議

議長：東中啓吉 副議長：熊代卓夫
委員：上田さとみ 上羽 寛 岡本瑞子 笠野衣美 佐武正章
仁木順子 西川一弘 古谷 香 細野正人 南谷為朝